八幡台地区地区計画区域内における建築物等の建築制限

-	八十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二
名称	八幡台地区 地区計画
位置	大阪府寝屋川市八幡台
面積	約 5.2ha
地区計画の目標 区域の整備・開発及	本地区は京阪電気鉄道京阪本線寝屋川市駅の東約 1.5 kmに位置し、ゆるやかな丘陵地に拓けた戸建て住宅を主体とした住宅地である。周辺には、現在整備が進められている打上川治水緑地や八幡神社等があり、周辺環境に恵まれた良好な住宅市街地が形成されている。このため、地区計画の策定により建築物等の規制・誘導を行い、ゆとりある良好な住環境の維持、保全を図る。 「戸建て住宅を主体に、ゆとりと潤いのある低層住宅地としての土地利用を図る。
び地区施設の整備方保	既に地区内には、生活道路網が整備されており、これらの機能の維持、保全を図る。
針建築物の整備方針	建築物の用途の制限及び敷地面積の最低限度を定めることにより、 良好な住環境の維持・保全を図る。また、建築物等の形態及び意匠に 配慮し、敷地内の緑化を促進することにより、調和のとれた街並み景観 の形成を図る。

ſ			は な 歩 の 田 ふ の	場の夕日に相ばて存留幅III M の存留幅は存留してはむされ、
				次の各号に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
			制限	
				(1) 建築基準法(以下「法」という。)別表第二(い)項第1号で定める
				もののうち一戸建専用住宅
				(長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿は不可)
				(2) 法別表第二(い)項第2号で定めるもののうち一戸建兼用住宅
				(延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供し、事務所、店舗等を兼ねる
				もので、その面積が 50 ㎡以下のもの)
				(3) 法別表第二(い)項第4号で定めるもの
		建		(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、図書館等)
		築		(4) 法別表第二(い)項第5号で定めるもの
	地	物		(神社、寺院、教会等)
	区	等		(5) 法別表第二(い)項第8号で定めるもの
	整	に		(診療所)
	備	関		(6) 法別表第二(い)項第9号で定めるもの
	計画	すって		(巡査派出所、公衆電話所等公益上必要な建築物)
	画	る事		(7) 前各号に掲げる建築物に附属するもの
		ず項		(法施行令第130条の5で定めるものを除く)
			積の最低限度	
			TIA * - AX PENTA/X	150 m²
				T-4 0 F 0 F 10 F
				平成 3 年 9 月 13 日

平成 3 年 9 月 13 日 寝屋川市告示第 139 号